

## CO<sub>2</sub>ゼロエミッション技術支援事業の運用について

CO<sub>2</sub>ゼロエミッション技術支援事業を実施するにあたり、CO<sub>2</sub>ゼロエミッション技術支援事業実施要領（以下「要領」という。）第11に基づき、以下のとおり定める。

### 1 事業着手日について

本事業はバイオ炭施用に対して補助を行う事業であることから、事業の着手日についてはバイオ炭の施用日とする。

### 2 事業完了について

ほ場へのバイオ炭施用が完了した時点を事業完了とする。

#### 附則

この通知は、令和4年4月22日より施行する。

#### 附則

この通知は、令和4年6月23日より施行する。

#### 附則

この通知は、令和5年4月13日より施行する。

#### 附則

この通知は、令和6年4月11日より施行する。

#### 附則

この通知は、令和7年4月10日より施行する。